

2024年1月10日

三陸ジオパーク推進協議会  
会長 山本 正徳 様

日本ジオパーク委員会  
委員長 中田 節也



### 第50回日本ジオパーク委員会審査結果通知書

2023年12月14日に行われた第50回日本ジオパーク委員会において、貴地域は再認定となりました。その審議の過程における貴地域に対する委員会からの意見をまとめて、ここに通知します。

#### 【総評】

2019年の再認定審査で受けた全ての指摘事項への対応が見られた。協議会事務局を宮古市内に統合・設置した結果、地域とのコミュニケーションが増え、円滑な協議会運営を図れるようになった。専門員を雇用するなど、地球科学的特性の俯瞰や地域全体をコーディネートできる体制が整いつつある。また、ジオパーク構成自治体の首長が自らガイド役やツアー参加者となり他の自治体のサイトを巡る取り組みは、3県16市町村を繋ぐ広域ジオパークの好事例である。さらに、約5億年間にわたる多様な地史がみられるサイト、津波・自然災害と復興を高いクオリティで伝承・発信している。

一方、事務局員の異動・任期終了に対する運営の質の担保、海域を含めたジオパークエリアの再検討、津波に関する情報・資料の集約、118あるサイトの管理及び保護・保全計画の策定、地質物品売買の調査・検討・評価などについて引き続き取り組んでいく必要がある。

#### 【優れている点】

- ・事務局の一元化を行ったことで、地域とのコミュニケーションが増え、円滑な協議会運営を図れるようになった。
- ・推進協議会、3つのブロック会議、10の地域協議会を設置することで、広域ジオパークにおけるステークホルダー連携の機会を増やしている。
- ・16市町村の首長が自らの自治体の価値を語り、近隣市町村の価値も知ることができる首長ツアーを実施し、首長がジオパークの理解を深めながら連携を強める機会となっている。
- ・東日本大震災津波伝承館やたろう観光ホテル等で津波被害や自然災害に関する質の高い伝承が認定ジオガイドらによって行われている。
- ・子供らによって作られる「ジオパークかわらばん」は、異世代交流や地域の施設利用をしながら作られており、この試みが複数地域に普及し始めている。
- ・地域限定認定ジオガイドに相当する「エリアガイド」を認定し、その試験会場や講習会受講場所をジオパークエリア内に複数設けるなど、広域ジオパークにおけるガイド育成の機会を良好に創出している。

## 【今後の課題・改善すべき点】

### I 緊急に着手ないし解決すべき課題（おおむね1年以内）

#### 1. ジオパークマップの作成

ジオパーク境界、地形地質やその他のサイト等を示せるマップを作成する必要がある。運営、教育、研究等のジオパーク活動において活用しやすいマップであることが望ましい。

### II できるだけ早く解決すべき課題（2年以内）

#### 2. 運営体制の強化

事務局員の異動に伴う運営脆弱化のリスクを回避する方法が確立されていない。事務局の経験・活動の質を担保できる引き継ぎ等の方策を検討することが求められる。単年度雇用や地域おこし協力隊の任期終了後の雇用機会の創出についても検討し、優れた人材が継続的に関わることができる運営体制の強化を検討する必要がある。

#### 3. ジオサイトの管理及び保護・保全計画の策定

地域内に118あるサイトの効果的かつ網羅的な管理・活用のために、サイトカルテ及び一覧表の改訂と、それらのサイトの価値付け及び管理・保全方法を示した「保全計画」をまとめる必要がある。また、同時に、サイトの整理や看板設置等が必要である。

#### 4. ガイドの育成

定期的に外部講師によるガイド講習を行い、認定ガイドとエリアガイドのガイド技術の習得及び向上を目指してほしい。また、ガイドの学術的質問に答える窓口を設ける必要がある。

### III 中長期的に解決すべき事項（4年以内）

#### 5. ジオパークエリアの再検討

ジオパークエリアにおける飛び地はユネスコのガイドラインに適合していないので、海域を含めたエリア設定を進めること。また、海域のストーリーをジオパークのコンテンツに含めることによって、三陸ジオパークの魅力をさらに発揮することができるので、多様な利害関係者とその魅力を共有しながら、ボトムアップでエリア設定の検討を行なってほしい。

#### 6. 津波に関する情報・資料の集約

エリア内の津波に関する経験から得られた知識や語り継がれてきたこと並びに科学的に明らかにされた情報を集約し、それらを発表や展示などを通して世界に発信することが、三陸ジオパークの発展に向けた大きなステップとなる。そのためには、先行研究の網羅的なレビュー、津波堆積物やそのはぎ取り標本等の収集を行うなど研究者との強い連携が不可欠である。

#### 7. エリア内の地質物品売買の調査・検討・評価

地質物品の採取・売買について、ジオパークのネットワークを活用して情報共有・収集を行い、三陸ジオパーク内の採取・売買の調査、検討、評価を行ってほしい。

以上で指摘した点や現地調査で指摘された点を含め、今後どのように改善するか、人や予算の裏付けとスケジュールを明記したアクションプランの形で、半年以内に日本ジオパーク委員会に報告してください。それらの進捗については、4年後の再審査の際の審査対象とします。

以上